

〔しんきんカードローン・カード規定〕

上田信用金庫

(一般社団法人しんきん保証基金 随時返済用)

第1条 (カードの利用)

しんきんキャッシュカード(以下「カード」という)は、一般社団法人しんきん保証基金保証による当座貸越型カードローンに使用する場合次の取引に利用することができます。

- 1 当金庫または当金庫と現金預入支払業務を提携した金融機関等(以下「預入支払業務提携先」という)において利用する場合。

当金庫または預入支払業務提携先に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等(以下「自動機器」という)を使用したカードローン借入金の入出金および普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ)の入出金ならびに残高照会。

- 2 当金庫と現金支払業務を提携した金融機関等(以下「支払業務提携先」という)において利用する場合。

支払業務提携先に設置の自動機器を使用したカードローン借入金の出金および普通預金の出金ならびに残高照会。

第2条 (手数料)

- 1 自動機器を使用して入出金するときは、ご利用の都度所定の手数料を支払ってください。
- 2 前項の手数料のうち、自動機器を使用した場合の手数料は、入出金時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引落とし、または自動的にカードローンにより貸越を行います。なお、預入支払業務提携先または支払業務提携先(以下「提携先」という)には、当金庫から支払います。

第3条 (預金の出金またはカードローン借入金の出金)

- 1 自動機器を使用して出金するときは、自動機器の画面表示等の操作手順に従って、自動機器にカード(カードまたは通帳)を挿入し、届出の暗証番号と金額を入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- 2 自動機器による出金は、自動機器の機種により当金庫または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの出金は、当金庫または提携先所定の金額の範囲内とし、1日あたりの出金は当金庫所定の金額の範囲内とします。

なお、この場合、出金金額と前条の手数料金額との合計額が出金することのできる金額を超えるときは出金することができません。

第4条 (預金の入金またはカードローン借入金の入金)

- 1 自動機器を使用して入金するときは、自動機器の画面表示等の操作手順に従って、自動機器にカード(カードまたは通帳)を挿入し、現金を投入して操作してください。
- 2 自動機器による入金は、自動機器の機種により当金庫または預入支払業務提携先所定の金額単位とし、1回あたりの入金は当金庫または預入支

払業務提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

- 3 当該預金口座についてカードによる預入れを行った場合には、「キャッシュカードご利用明細票」を「ATM(現金自動預金支払機)専用通帳」に、綴り込んで保管してください。

第5条 (自動機器故障の取扱い)

- 1 停電、故障等により自動機器による入金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより入金してください。
- 2 停電、故障等により自動機器による出金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫が別に定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でカードにより出金することができます。

第6条 (カード・暗証番号の管理等)

- 1 当金庫は、自動機器の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当金庫所定の方法により確認のうえカードローン借入金の出金および普通預金の出金を行います。
- 2 カードは他人に使用されないように保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによるカードローン借入金の出金および普通預金の出金の停止の措置を講じます。
- 3 カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

第7条 (偽造カード等による出金等)

偽造または変造カードによるカードローン借入金の出金については、本人の故意による場合または当該出金について当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

第8条 (盗難カードによる出金等)

- 1 カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、本人から第6条第2項の通知があり、かつ次の各号のすべてに該当する場合、当金庫は次項に定める貸越対象額について本人にその支払を求めることができないものとします。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知がおこなわれていること
 - ② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が

行われていること

- ③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 2 前項の通知がなされた場合、当該カードローン借入金の出金が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とする）前の日以降になされた当該カードローン借入金の出金の額（手数料や利息を含む）に相当する金額（この条において「貸越対象額」という）について支払を求めることができないものとします。
- ただし、当該出金が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は貸越対象額の4分の3に相当する金額について支払を求めることができないものとします。
- 3 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は貸越対象額について支払を求めることができます。

① 当該出金が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第9条（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

第10条（カードの再発行等）

カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

なお、カードの再発行に際しては、当金庫所定の手料料をいただきます。

第11条（自動機器の操作等）

- 1 自動機器の使用は所定の要領に従い正しく操作してください。
- 2 自動機器の使用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

第12条（カードの有効期限）

カードによるしんきんカードローン当座貸越取引の有効期限は、しんきんカードローン契約書に定める契約期間とし、契約書に基づく当金庫との約定によりしんきんカードローン契約の解約または終了した場合には、それ以降、使用中のキャッシュカードによるカードローン当座貸越取引は行うことができません。

第13条（解約、カードの利用停止等）

- 1 カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫から請求があり次第、直ちにカードを当店に返却してください。
- 2 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 次条に定める規定に違反した場合
 - ② 当金庫が別途表示する一定の期間に入出金がない場合
 - ③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

第14条（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第15条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当金庫の定める普通預金規定、総合口座取引規定およびカードローン契約規定の各条項により取扱います。

第16条（規定の変更）

- 1 当金庫は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定または借入要項中の定め（利率、返済額、返済日に関する事項は除く）を変更する必要があるときには、民法584条の4の規定に基づいて変更できるものとします。
- 2 当金庫は、第1項の変更をするときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により、周知するものとします。

以上
(2020.4)